

MIZBEステーション 活用事例集



令和5年3月
国土交通省水管理・国土保全局

MIZBEステーションとは	・・・・・・・・・・	2
---------------	------------	---

MIZBEステーションの利活用事例

河川管理者	河川名	施設名称	頁
東北地方整備局長	名取川	閑上地区MIZBEステーション	3
	米代川	二ツ井地区MIZBEステーション	4
関東地方整備局長	利根川	佐原地区MIZBEステーション	5
	富士川	増穂地区MIZBEステーション	6
北陸地方整備局長	信濃川	三条MIZBEステーション	7
中部地方整備局長	長良川	早田地区MIZBEステーション	8
	狩野川	塚本地区MIZBEステーション	9
近畿地方整備局長	名張川	名張川MIZBEステーション	10
四国地方整備局長	吉野川	中鳥地区MIZBEステーション	11

(参考) 利活用のための手続き	・・・・	12
-----------------	------	----

(参考) 支援メニュー	・・・・	14
-------------	------	----

河川防災ステーションからMIZBEステーションへの深化

- ◆洪水、津波、高潮等の発生時における円滑かつ効果的な緊急復旧活動および水防活動の実施のため、河川管理者と市町村が連携し、活動拠点となる河川防災ステーションを整備してきました。
- ◆河川防災ステーションには、災害時の活用はもちろんのこと、平時においても地域の方々が利用できる屋内外の空間やトイレ、駐車場等の施設を備えており、地域の賑わい創出の場として活用することも可能です。
- ◆災害時に活用する施設は、平時から活用してこそ本来の機能を最大限活用できるものであり、平時利用は重要です。そのため、水防関係者や住民など、地域のあらゆる関係者が活用し、地域の賑わい創出や地域活性化にも寄与する防災ステーションを「MIZBEステーション」と位置づけ、流域治水を進めるための起点となれるよう、その役割を深化していきます。

- ◆ 河川防災ステーションは、災害時に緊急復旧活動や水防活動を迅速に行うための拠点となる施設です。
- ◆ 河川防災ステーションの上面などを活用した平時における市町村等の取り組みにより、地域活性化や賑わいの創出が期待される河川防災ステーションを「MIZBEステーション」として登録します。
- ◆ 災害時と平時両面の機能を併せ持つMIZBEステーションは、水防関係者や住民などあらゆる関係者に活用されることで「流域治水」推進の起点となり、また地域の賑わいの核として地域活性化を推進します。

《MIZBEステーションのポイント》

①滞在のしやすさ

- ・ 駐車場やトイレ、テーブル、ベンチ等の休憩施設などの施設が充実



広い駐車場



水防多目的センター



防災啓発コーナー

②地域連携

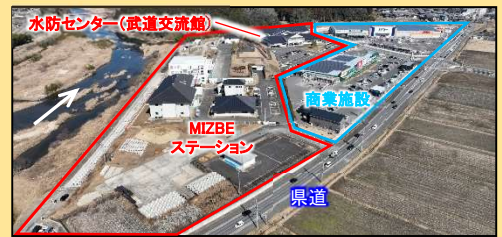
- ・ 地域活性化、賑わいの創出に寄与するレクリエーション施設、地域振興施設、文化・教養施設、民間施設などが水防センターに併設または隣接



運動・教室スペース(エクササイズ)



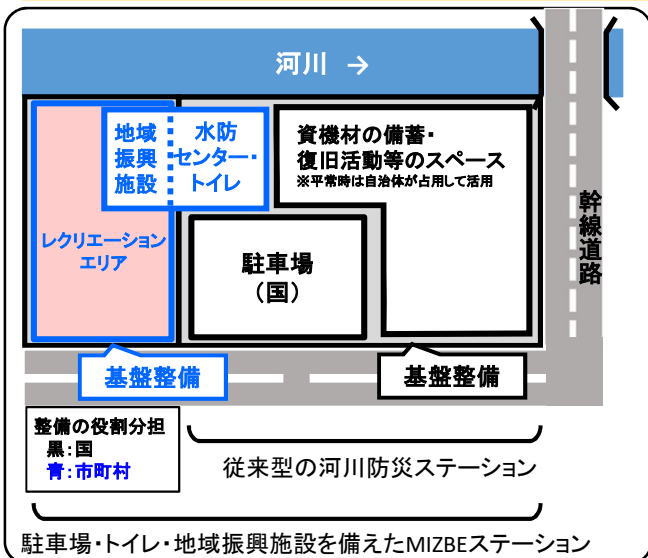
水防センター(武道交流館)



民間商業施設と隣接

③アクセスのしやすさ

- ・ 幹線道路に面するなどアクセスしやすい立地環境



MIZBEステーションの整備イメージ



MIZBEステーションを拠点とした自然体験活動例



MIZBEステーションを拠点とした各種イベント実施例

ゆるりあげ
閑上地区MIZBEステーション

【MIZBEステーションの概要】

災害時は、名取市が整備した水防センター（名取市震災復興伝承館）と一体となり、水防活動や災害復旧活動等の拠点となるが、平時は、かわまちづくり事業等と一体となった水辺空間での賑わいの創出により、地域の活性化に貢献している。

【河川名】 名取川水系名取川

【所在地】 宮城県名取市閑上東1丁目

【連携施設】 名取市震災復興伝承館（水防センター）、かわまちづくり施設

【連携主体】 名取市

【活用事例】

○震災復興伝承館は、「見える防災施設」として震災伝承の役割や災害学習機能を担う防災教育の拠点として活用。（語り部講話、震災映像上映、防災パネル展示など）

○MIZBEステーション、閑上地区かわまちづくり（水辺空間）を含む周辺一帯を、「都市・地域再生等利用区域」に指定。占用主体である名取市が民間事業者等と使用契約を結び、店舗の営業や各種イベントが開催されている。

【活用頻度・利用者数】

通年（震災復興伝承館は毎週火曜・年末年始は休館）。観光客や中・高校生等の見学・視察（防災学習等）として利用され、年間約4万4千人（令和4年実績）が来館。



■施設概要

（完成年度）令和2年度
 （敷地面積）38,000m²

■HP（閑上地区河川防災ステーション）

https://www.city.natori.miyagi.jp/soshiki/seikatsu/syoukou/node_79024

■現況写真



防災関連施設整備状況



閑上地区かわまちづくり

■活用状況の写真



写真① 震災伝承
 （語り部による講話）
 【名取市震災復興伝承館】



写真② 防災教育
 （水圧体感ドア）
 【名取市震災復興伝承館】



写真③ 清掃活動拠点
 （広瀬川1万人プロジェクト）
 【閑上地区河川防災ステーション】

【活用の効果】

隣接区域での土地区画整理事業、かわまちづくり事業（商業施設整備等）と一体的な整備、連携を図ったことで、平時の回遊性が生まれ、地域の新たな賑わいを創出、交流人口の拡大に大きく寄与している。

【今後の展開】

地域防災意識の向上を推進するとともに、広域的な地域連携、交流を深め、更なる賑わいの創出、地域全体の振興・発展につながる防災拠点、親水空間となることを期待する。

ふた い ニツ井地区MIZBEステーション

【MIZBEステーションの概要】

災害時は、能代市が整備した水防センターと一体となり、水防活動や災害復旧活動等の拠点となるが、平時は、「重点道の駅ふたつ」「ニツ井きみまち地区かわまちづくり」と一体となった水辺空間での賑わいの創出により、地域の活性化に貢献している。

【河川名】

米代川水系米代川

【所在地】

秋田県能代市ニツ井町小繫地先

【連携施設】

重点道の駅ふたつ、ニツ井きみまち地区かわまちづくり

【連携主体】

能代市

【活用事例】

- ・水防センターは重点道の駅ふたつに併設されており、平時はキッズコーナー等で一般開放し活用されている。
- ・カヌー、ウォーキング、レクリエーション、各種訓練 等

【活用頻度・利用者数】

- ・道の駅 約100万人/年間（移転新築から4年で来場者400万人突破）
- ・カヌー体験 約1200人/年間（令和3年実績）
- ・イベント・まつり 約6回/年（令和3年実績）

■位置図



■施設概要

(完成年度)平成30年度
(敷地面積)34,000m²

■HP (道の駅ふたつ)

<http://michinoeki-futatsui.jp/>

■現況写真



■活用状況の写真



写真① 多目的広場の利活用
(バスケットボールコート)



写真② 水辺の利活用
(カヌー体験)



写真③ 散策路の利活用
(ウォーキングイベント)

【活用の効果】

米代川と連続する水辺空間を形成したことにより、新たな地域交流や憩いの場として地域の活性化に寄与している。

【今後の展開】

能代市と災害時の相互応援協定を締結(防災機能を有する重点道の駅「ふたつ」)し、大規模災害発生時には適切な対応を行い、地域住民や道路利用者も含めた広域的な安全確保を推進する。

佐原地区MIZBEステーション

【MIZBEステーションの概要】

災害時は「水の郷さわら」の一部を水防センターとして使用し、水防活動や災害復旧活動等の拠点となるが、平時には地域住民と河川管理者との意見交換や河川に関する学習の場、河川情報の提供場所、道の駅、川の駅と一体となった公園として利用されている。

【河川名】

利根川水系利根川

【所在地】

千葉県香取市本宿耕地先

【連携施設】

水の郷さわら(道の駅・川の駅(災害時:水防センター))

【連携主体】

香取市

【活用事例の内容】

会議・研修等、施設見学

【活用人数】

令和3年度 会議・研修等17件 296人、施設見学 4,310人など

位置図



■施設概要

(完成年度)平成21年度
(敷地面積)40,160m²

■HP

<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonage/tonage00030.html>

■現況写真



■活用状況の写真



写真①: イベント状況(ポニー乗馬)



写真③: イベント状況



写真⑤: 防災学習(決壊の仕組み)



写真②: イベント状況(輪投げ)



写真④: イベント状況(乗船体験)



写真⑥: 防災教育(災害機器講習会)

【活用の効果】

交流センター等の活用により、市民の交流創出に寄与している。同様な事業を計画している自治体関係(議会、消防等)の視察会も行われている。

【今後の展開】

今後は、防災情報について展示物や情報発信など、判りやすい活用方法を模索していき、地域の防災の一助を担いたい。

増穂地区MIZBEステーション

【MIZBEステーションの概要】

中部横断自動車道増穂ICや国道52号に隣接する交通結節点にあることから、災害時は水防活動や災害復旧活動、地震時の復興支援の拠点となるが、平時は、「道の駅富士川」、「増穂PA」と一体となり、各種イベント会場として利用され、地域の活性化に貢献している。

【河川名】

富士川水系富士川

【所在地】

山梨県南巨摩郡富士川町青柳地先

【連携施設】

道の駅富士川

【連携主体】

富士川町

【活用事例の内容】

ドクターヘリ、シクロクロス大会、ロードレース大会、収穫祭、親子たこ作り体験など

【活用頻度・利用者数】

道の駅だけでも年間約33万人が来場

位置図



■施設概要

(完成年度)平成25年度
(敷地面積)27,950m²

■HP(道の駅富士川)

<http://www.michinoeki-fujikawa.jp/>

■現況写真



■活用状況の写真



写真①シクロクロス大会



写真③絶景ウォーク大会



写真⑤ヘリポート利用状況※
(ドクターヘリ)



写真②グラウンドゴルフ大会
(富士川親水公園)



写真④親子たこ作り体験

※平成27年6月～平成28年3月
ドクターヘリ搬送実績
10件(重傷8名,軽傷2名)

【活用の効果】

イベント(グラウンドゴルフ大会等)での利用によって、地域の活性化および市民の健康増進、ドクターヘリの発着場としての利用によって、医療機関への移動時間短縮に寄与している。

【今後の展開】

前面の富士川親水公園、その下流に完成した富士川いきいきスポーツ公園(共に富士川町かわまちづくりにて造成)、中部横断自動車道の山梨-静岡間開通も相まって、当該地区一帯においてより一層の利活用が見込まれる。

【MIZBEステーションの概要】

災害時は、三條市が整備した水防センターと一体となり、水防活動や災害復旧活動等の拠点となるが、平時はMIZBEステーションを含む周辺一帯でイベント等が開催され、水辺空間での賑わいの創出により、地域の活性化に貢献している。

【河川名】 信濃川水系信濃川 信濃川下流

【所在地】 新潟県三條市上須頃地先

【連携施設】 三條市水防学習館、交流広場

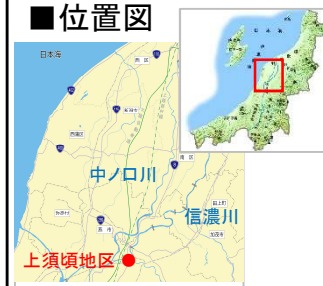
【連携主体】 三條市

【活用事例】

(平時利用)

国と市が連携して、MIZBEステーションを含む周辺一帯を、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」に指定し、占用主体である三條市が民間事業者等と使用契約を結ぶことでオープンカフェや売店など、店舗の営業やイベントの開催が可能となり、平常時の利活用を推進。

■位置図



■施設概要

(完成年度)平成26年度
(敷地面積)13,000m²

■HP(パンフレット)

<https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/kensetsubu/kensetsuka/kensetukanri/3069.html>

■現況写真

【全景】



【水防センター(三條市水防学習館)】



■活用状況の写真



写真①イベントの様子(風合戦)



写真③イベントの様子



写真⑤水防学習館での見学状況



写真②イベントの様子(花火大会)



写真④イベントの様子



写真⑥イベントの様子(防災フェスタ)

【活用の効果】

市民の交流場としても活用することで、水防学習館の利用者も増え、防災に対する意識が向上している。

【今後の展開】

更に、キッチンカーやマルシェなども組み合わせた様々なイベントを引き続き開催することで、市民の憩いの場とすると共に、地域の防災学習の場としての活用を期待している。

早田地区MIZBEステーション

【MIZBEステーションの概要】

災害時は水防活動や災害復旧活動等の拠点となるが、平時は河川を身近に感じ、地域のみなさまの防災学習の場として、また文化活動の拠点としても大いに活用されている。

【河川名】

木曾川水系長良川

【所在地】

岐阜県岐阜市早田字北堤外地内

【連携施設】

岐阜市長良川防災・健康ステーション(文化活動)

【連携主体】

岐阜市

【岐阜市長良川防災・健康ステーションの活用事例】

健康測定コーナー、運動・教室スペース、情報コーナー・交流サロン、更衣室、シェアサイクル施設、貸会議室、展望デッキ及びサロン、防災展示ホール

【活用頻度・利用者・人数】

通年、地域住民等、利用者数(R4実績):約170人/日(約4万7千人/年)

位置図



■施設概要

(完成年度)平成27年度
 (開館日)平成28年4月1日
 (敷地面積)9,200m²
 (利用時間)
 AM7:30~PM9:00

■現況写真



■活用状況の写真



写真①シェアサイクル施設



写真②運動・教室スペース(エクササイズ)

【活用の効果】

運動・教室スペース等の利用により、市民の健康増進および交流の創出に寄与している。

【今後の展開】

地元水防団の訓練の為の会場提供や防災展示ホールで行う防災学習により、地域防災意識の向上を図る。また、各種イベント開催等により地域活性化を図る。

塚本地区MIZBEステーション

【MIZBEステーションの概要】

災害時は、水防活動や災害復旧活動等の拠点となるが、平時は、「MIZBEステーション」と「かわまちづくり」が一体となった川の駅と、道の駅「伊豆ゲートウェイ函南」が連携し、伊豆半島の玄関口となる函南町において、「観光・交流」「にぎわい」「憩いの場」をテーマとした水辺空間での賑わいの創出により、地域の活性化に貢献している。

【河川名】

狩野川水系狩野川

【所在地】

静岡県田方郡函南町塚本地先

【連携施設】

川の駅、道の駅

【連携主体】

函南町、川の駅運営者、道の駅運営者

【活用事例・活用頻度・利用者・人数】

- 猫おどり・・・年1回(夏頃)
- ミズベリング・・・年1回(7月)
- 餅まき・・・年1回(1月)
- 野菜マルシェ・・・2ヶ月に1回(定期開催) etc.

位置図

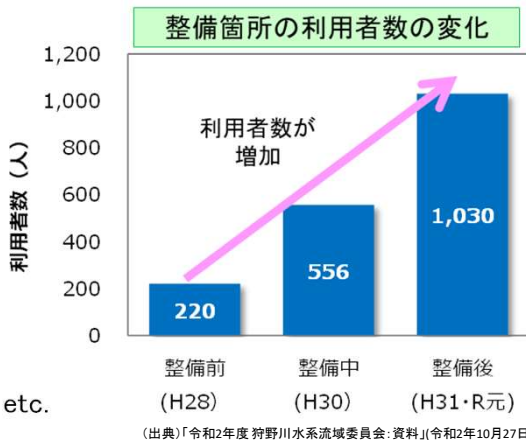


■施設概要

(完成年度)
平成30年度
(面積)
9,900m²

■HP

(狩野川塚本地区 河川防災ステーション 川の駅 伊豆ゲートウェイ函南)
<https://www.kawanoekiizugateway.com/>



■現況写真



MIZBEステーションの現況



川の駅と道の駅からなる複合施設

■活用状況の写真



川の駅でのイベント



高水敷でのイベント利用



ドッグラン



カヤック・SUPの体験会

出典)川の駅 伊豆ゲートウェイ函南WEB

【活用の効果】

川の駅と道の駅が連携し、地域を含めた流域の活性化に貢献。

【今後の展開】

水辺空間での「にぎわい」「憩いの場」の創出。
狩野川「かわまちづくり」など3地区の連携・情報発信。

なほりがわ
名張川MIZBEステーション

【MIZBEステーションの概要】

災害時は、名張市が整備した水防センターと一体となり、水防活動や災害復旧活動等の拠点となるが、平時は、商業施設が隣接されていることもあり、水防センター（武道交流館）において武道大会や各種サークル活動等で利活用されている。

【河川名】

淀川水系名張川

【所在地】

三重県名張市蔵持町(名張川右岸26.1k付近)

【連携施設】

名張市中央浄化センター、名張市水防センター(武道交流館)

【連携主体】

名張市

【活用事例の内容】

日常は、「名張市武道交流館」として、市民のコミュニティー活動やイベント活動等総合的な場として活用



■施設概要

(完成年度)平成18年度
(敷地面積)9,670m²

■現況写真



■活用状況の写真



写真①イベントの様子(武道大会)



写真②各種サークル活動



写真③コミュニティー活動

【活用の効果】

地域の武道教室や武道大会、学習会の会場として利用されており、市民のコミュニティー交流を創出している。

【今後の展開】

水防センター利用者に向けてパネル展示を行い、防災についての意識を向上させる。

なかとり
中鳥地区MIZBEステーション

【MIZBEステーションの概要】

吉野川上流域の洪水被害を最小限とするため、災害時の緊急復旧活動を行う上で必要な緊急復旧用資材の備蓄や、美馬市が整備した水防センターと一体となった、水防活動の拠点となる施設である。

平時には、隣接している美馬市吉野川河畔ふれあい広場、三好市三野健康防災公園、徳島県立西部防災館、オートキャンプ場の「四国三郎の郷」と一体となり、カヤックを利用した自然体験学習や地域の交流拠点、憩いの場等として活用されている。

【河川名】 吉野川水系吉野川

【所在地】 徳島県美馬市美馬町中鳥地先

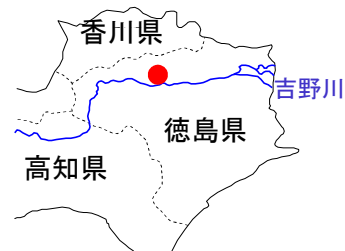
【連携施設】 水防センター

【連携主体】 美馬市

【活用事例の内容】 水防技術講習会、カヤック体験等、近傍公園等との一体利用

【活用人数】 防災学習：約30人/年、その他利活用：約500人/年

位置図



■施設概要

(完成年度) 令和2年度
(敷地面積) 約22,000m²

■現況写真



■活用状況の写真



写真① 水防技術講習会



写真② 水防センター(美馬市)



水防センターを拠点とした自然体験活動

【活用の効果】

防災学習の情報発信拠点、交流拠点としての活用がなされている。今後更なる利活用を図る必要。

【今後の展開】

有事の際には、迅速な復旧活動の拠点となるように施設の維持管理を実施するとともに、平時は地域の交流拠点として利用促進がはかられるような情報や交流の場の提供を行っていく。

防災ステーションの活用促進のため、河川区域内に「道の駅」や「物産館」等を設置する場合には、河川法の許可が必要

第24条(土地の占用の許可)

河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く)を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を得なければならない。

第26条第1項(工作物の新築等の許可)

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

河川法の許可を受けている施設の例



多目的広場

嘉瀬川荻野地区河川防災ステーション
(佐賀県佐賀市(嘉瀬川))



物産品の販売

石狩川下流江別地区河川防災ステーション
(北海道江別市(石狩川))



水防学習館

三条防災ステーション
(新潟県三条市(信濃川))

第24条の許可の基準(河川敷地占用許可準則・抜粋)

占用主体	国又は地方公共団体、公共交通事業者、公共インフラ事業者 etc
占用施設	公園、運動場、キャンプ場、遊歩道、花壇、河川教育施設、防犯灯 etc
各種基準への適合	治水または利水上の支障、他者の利用の確保、河川整備計画との整合 etc

第26条第1項の許可の基準(工作物設置許可基準・抜粋)

基本方針	工作物の機能上、河川区域に設ける以外に方法がない場合又は河川区域に設置することがやむを得ないと認められる場合に設置すること etc
一般的基準	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の設置にあたっては、流下断面に適合した位置を選定すること ・工作物の設置箇所は、地質的に安定したところを選定すること ・水門及び樋門、橋台等その機能上やむを得ず計画堤防内に設置する場合、水衝部等以外の箇所を選定すること etc

※その他個別の施設毎に基準が定められている。

占用許可の申請方法

○管轄する河川事務所又は出張所等(※)に申請書・添付図書の提出

(工作物の新築等を伴う土地の占用許可の場合)

- 新築等に係る事業の計画の概要を記載した図書
- 縮尺五万分の一の位置図
- 工作物の新築に係る実測平面図
- 占用する土地の面積計算書及び丈量図
- 工事の実施方法を記載した図書
- 他の行政庁の許可等を必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面 等

○ 通常、申請から許可までに、1～3ヶ月程度かかります。

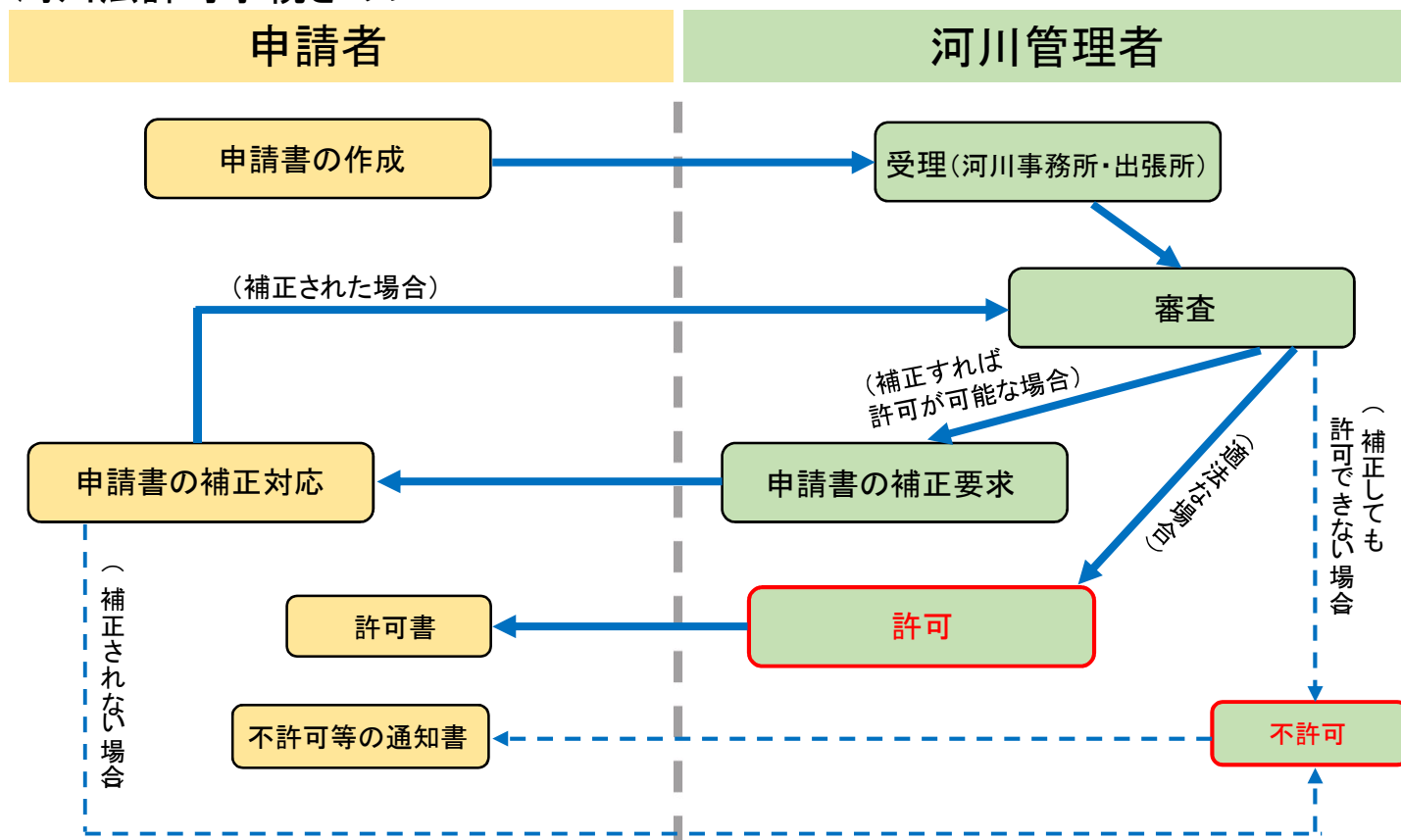
○ 申請内容及び手続き等については、申請の前に時間的余裕をもって、管轄する河川事務所または出張所等(※)にご相談ください。

※国土交通省の管理する河川の問い合わせ先は以下のページをご参照ください。

国土交通省ホームページ「日本の川」

http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/kasen/jiten/nihon_kawa/index.html

河川法許可手続きのフロー



(参考) 支援メニュー

- ◆ 河川防災ステーション、MIZBEステーション整備にあたり活用が考えられる制度の紹介です。
- ◆ 詳細および最新の情報は各支援メニューに関するホームページをご覧ください。

防災・安全交付金

防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。

【交付金の概要】

- 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定し、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」を作成（国は整備計画に対して国費を配分）
- 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業（要素事業）へ国費を充当
- 基幹事業（道路、河川等の17事業）の効果を一層高めるソフト事業（効果促進事業）についても、一定の範囲内で創意工夫を活かして実施可能
- 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表

住宅・社会資本の整備

効果促進事業

整備計画に掲げる政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

住宅・社会資本の整備(基幹事業)

効果促進事業



・事前防災・減災対策
例) 流域治水対策
(風水害・土砂災害への対策)



・災害時のための
資機材整備
(可搬式ポンプ等)

都市防災総合推進事業の概要

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要 事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
① 災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3※1
② 盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1/3 (R6年度まで1/2)
③ 住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3※1
④ 事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定	1/3
⑤ 地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地 1/3 工事 1/2 ※1※2
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設、感染症対策に資する設備等))	用地 1/3 工事 1/2 ※1※2
⑥ 都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1/3 工事 1/2※1
⑦ 木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1
⑧ 被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1/2
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/3※1

○ 地区要件

施行地区
 <事業メニュー① ③～⑤>
 災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※3、重点密集市街地を含む市、DID地区
 <事業メニュー⑥>
 大規模地震発生の可能性の高い地域※3、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市
 <事業メニュー⑦> 重点密集市街地
 <事業メニュー⑧>
 激甚災害による被災地等
 事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※4

※3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

※4：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村



備蓄倉庫



避難地（高台）



津波避難タワー



避難地（防災公園・延焼防止）

※1：間接補助があるものについては、地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額とする。ただし、⑥の工事費については事業費の1/2

※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3